

東御市環境マネジメントシステム
環境管理マニュアル



令和6年5月
東御市

－目次－

第1章 マニュアルの基本的事項	
1. マニュアルの趣旨.....	1
2. 東御市環境方針.....	1
3. 東御市環境マネジメントシステムとは.....	2
4. システム導入の目的.....	3
5. 適用範囲.....	3
6. 推進体制.....	3
第2章 計画【P】	
1. 目標値の設定・確認・周知.....	7
2. 目標値の提出.....	7
第3章 運用【D】	
1. 各課での運用管理.....	10
第4章 点検及び是正処置【C】	
1. 目標達成状況の報告.....	10
2. 内部環境監査の実施.....	10
3. 不適合等の是正.....	11
第5章 見直し【A】	
1. 活動の振り返り・改善.....	12
第6章 環境研修	
1. 研修の実施.....	13
第7章 その他	
1. マニュアルの制定等.....	13
2. 文書管理.....	13
3. 運用スケジュール.....	13

第1章 マニュアルの基本的事項

1. マニュアルの趣旨

地球温暖化の影響とされている平均気温の上昇、雪氷の融解、台風や大雨による被害、農作物や生態系への影響など、その被害は日本のみならず、世界各地で顕在化しています。

今もなお進行を続ける地球温暖化に歯止めをかけることを目的に、東御市では環境マネジメントシステムを確立し、市役所自らが率先して地球温暖化対策に取り組むことで、その取り組みを市民・事業者へ広げるため、必要な事項を本マニュアルに示し、継続した取り組みを行うこととします。

2. 東御市環境方針

東御市はまちづくりの基本理念を『人と自然が織りなすしあわせ交流都市とうみ』と掲げ、市民・事業者・行政がその実現に向け共に歩みを進めています。昨今の酷暑、暖冬、大型台風などの異常気象は、地球温暖化の影響であるといわれており、地球温暖化対策は、全世界における喫緊の課題となっております。東御市としても、これまで推進してきた地球温暖化対策をさらに加速させ、地球温暖化に歯止めをかけるべく、まずは市役所が、市民の模範となるよう、以下の基本方針を掲げ、環境負荷の低減と環境保全活動に努めます。

図 1-1：東御市環境方針



東御市 環境方針

1 基本理念

東御市は、まちづくりの基本理念を『人と自然が織りなすしあわせ交流都市とうみ』と掲げ、市と市民がその実現に向け共に歩みを進めています。昨今の酷暑、暖冬、大型台風などの異常気象は、地球温暖化の影響であるといわれており、地球温暖化対策は、全世界における喫緊の課題となっております。東御市としても、これまで推進してきました地球温暖化対策をさらに加速させ、地球温暖化に歯止めをかけるべく、まずは東御市役所が、市民の模範となるよう、以下の基本方針を掲げ、環境負荷の低減と環境保全活動に努めます。

2 基本方針

(1) 自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくる施策の推進
「第2次東御市総合計画」「第2次東御市環境基本計画」「第二次東御市地球温暖化対策地域推進計画」を基に、環境保全意識の醸成に努めるとともに各種環境施策を推進します。
また、現在推進している「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても環境と調和したものになるよう努めます。

(2) 環境に配慮した各課事務事業の推進
全職員が自覚をもって環境負荷低減及び汚染の予防に努めます。

(3) 一般事務の省資源、省エネルギー、リサイクルの推進
エネルギーや資源の使用量削減や再利用を実践するとともに、環境配慮型物品等の購入を積極的に推進し、環境保護に努めます。

(4) 継続的改善
環境パフォーマンスの向上のため、職員の環境方針の理解と環境保全に対する意識の向上を図るとともに、環境マネジメントシステムを必要に応じて見直し、継続的に改善します。



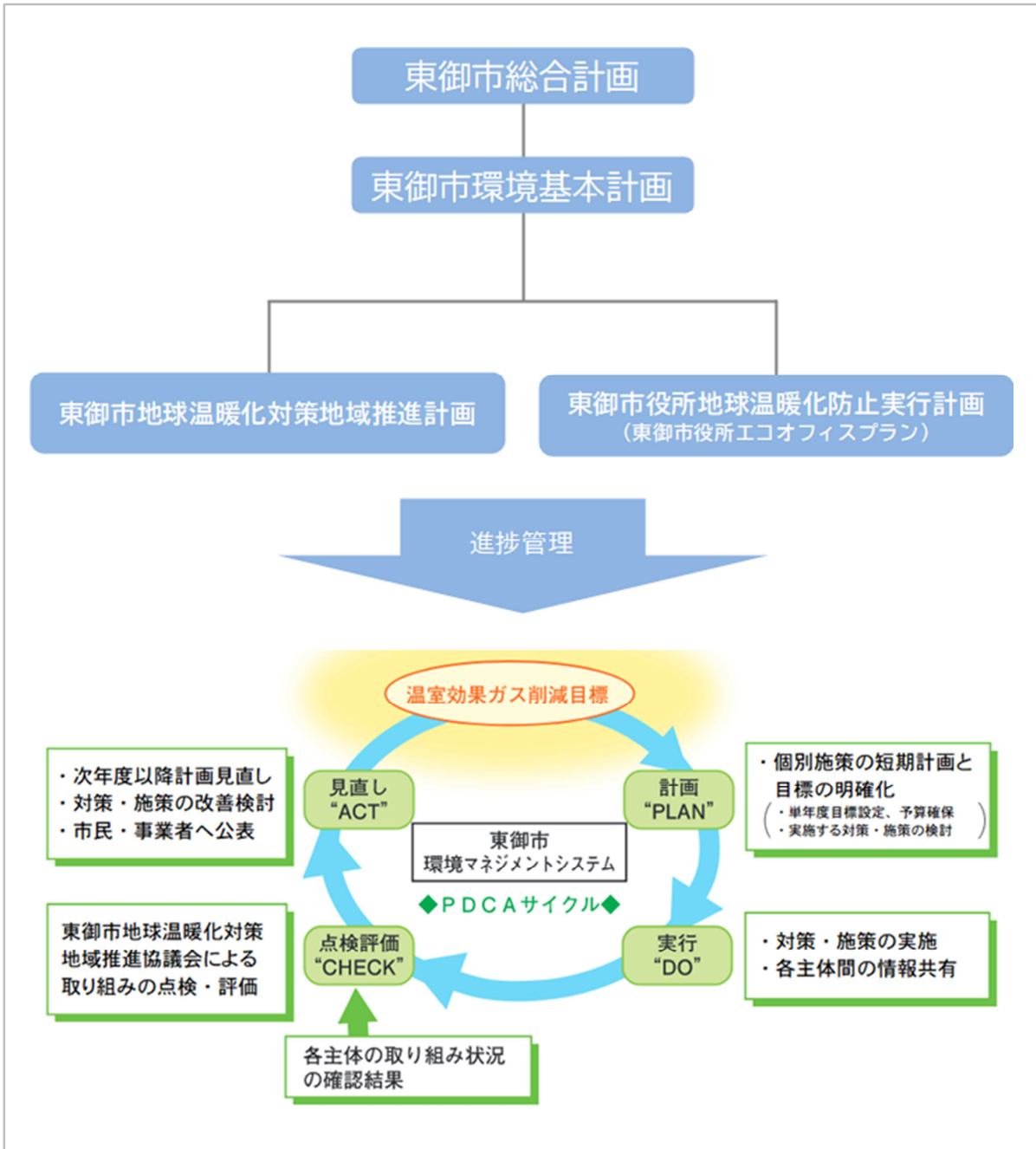
令和2年 4月 1日

長野県東御市長 

3. 東御市環境マネジメントシステムとは

東御市環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)とは、図 1-2 に示すとおり、『東御市地球温暖化対策地域推進計画』(以下「地域推進計画」という。)及び東御市役所地球温暖化防止実行計画(東御市役所エコオフィスパラン)(以下「エコオフィスパラン」という。)に基づく、温室効果ガス排出低減を確実に実行するため、計画で掲げた施策等を PDCA サイクルにより進捗管理を行うものです。

図 1-2：東御市環境マネジメントシステムの位置づけ



4. システム導入の目的

本システムは、以下の3点を目的とします。

(1) 地球温暖化対策に対する東御市の社会的責任

東御市では環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、市役所自らが率先してシステムを構築・運用し、市民・事業者に対し環境に配慮した姿勢を示すことにより、重点的に実施すべき地球温暖化対策を推進します。

(2) 職員の意識改革等

システムを運用し、継続的な環境負荷の低減と環境保全活動並びに地球温暖化対策を推進していくことにより、職員の意識改革を図ります。

(3) リーダーシップの発揮による地域ぐるみでの環境保全のまちづくり

行政が率先してシステムを構築・運用することで、環境行政ひいては行政全体に対する信頼性を向上させるとともに、市民への環境啓発、さらには市内事業者等へも環境配慮活動及び地球温暖化対策を促し、地域ぐるみでの環境保全に努めます。

5. 適用範囲

本システムの対象範囲は地域推進計画に基づく施策及び本庁舎(別館・図書館含む)、子育て支援センター、勤労者会館、東部人権啓発センター、中央公民館、総合福祉センターにおいて行われる事務及び事業とします。なお、他者に委託等して行う事務及び事業(公共工事、市施設の管理運営委託等)並びに上記以外の施設については、施設管理面等への影響が予想され、安易に削減目標を設定できないためシステムの範囲外としますが、システムの趣旨にそった管理を行い、可能な限りエネルギー使用量の抑制に努めるものとします。

6. 推進体制

(1) 環境管理運営組織の体制

東御市の環境保全活動を継続的に推進するための体制を図1-3に示し、その詳細を「東御市環境管理組織に関する要綱」及び「環境管理委員会要綱」に示します。

(2) 組織の役割、責任及び権限

システムの運用に関する主な責任と権限は、表1-1のとおりとします。

図 1-3：環境管理運営組織の体制

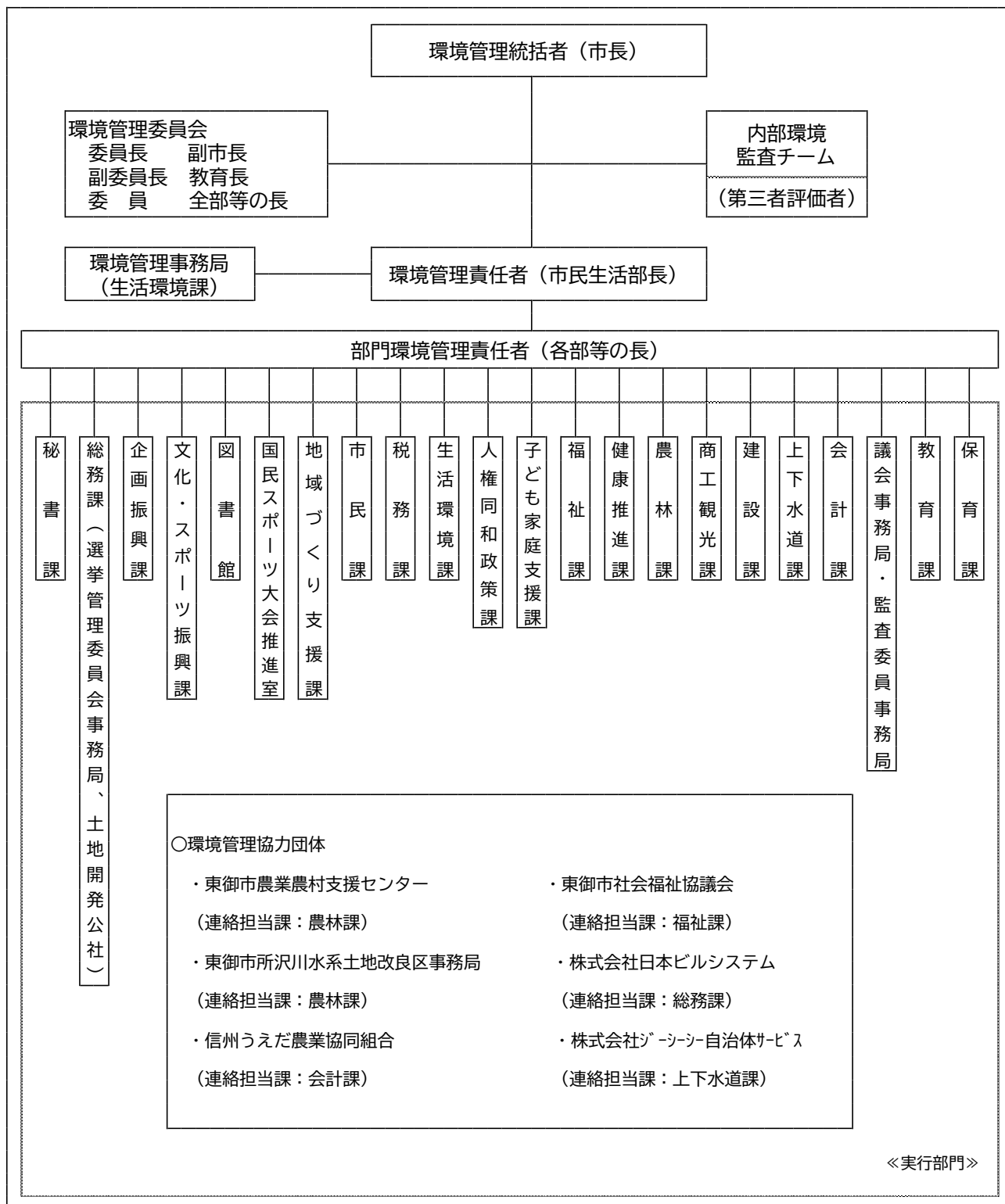


表 1-1：システムの運用に関する主な責任と権限

名 称	選 任	責任と権限
環境管理統括者 (市長)	市 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針を決定及び改定すること ・ システムの見直しを行うこと ・ 内部環境監視員及び第三者評価者を任命すること ・ システムの確立及び維持のために必要な職員、有資格者を含む専門的な技能・技術及び施設整備や運営に必要な財源を確保すること
副環境管理統括者 (副市長)	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理統括者が行う業務の補佐 ・ 環境管理統括者(市長)が不在の場合、システムに関するすべての責任と権限及び業務を行うこと
環境管理委員会	<p>環境管理委員会を設置し、システムに関する事項を審議します 詳細は、「東御市環境管理委員会要綱」に定めます</p>	
環境管理責任者 (市民生活部長)	市民生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムを確立、実施、維持及び管理すること ・ システムの定期的な監視及び測定により、目標の進捗状況を確認し、環境管理統括者に報告すること ・ 不適合等是正措置の概要及び改善のための提案について、環境管理統括者に報告すること
部門環境管理責任者 (部長)	部等の長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門内におけるシステムの有効性について指揮監督すること ・ システムの定期的な監視及び測定により、目標の進捗状況報告を実行責任者から受けること ・ 不適合等是正措置の概要について、実行責任者が作成した【不適合等是正計画書(様式7下部)】を承認し、環境管理事務局に報告すること

名 称	選 任	責任と権限
実行責任者 (課長)	課等の長	<ul style="list-style-type: none"> ・当該実行部門における【目標評価シート(様式2)】及び【エネルギー使用量報告シート(様式3)】の作成を環境推進委員に指示し、部門環境管理責任者の承認を受け、環境管理事務局へ提出すること ・職員、環境管理協力団体等に環境管理活動を指示及び周知すること ・システムの定期的な監視及び測定を行い、目標の進捗状況確認し、部門環境管理責任者及び環境管理事務局に報告すること ・環境管理事務局より指摘があった不適合等に関して、是正措置を検討、実施し、【不適合等是正計画書(様式7下部)】を作成し、部門環境管理責任者に提出すること ・その他環境活動に関し必要な業務を行うこと
環境推進委員	各課選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・【目標評価シート(様式2)】及び【エネルギー使用量報告シート(様式3)】を作成し、実行責任者へ提出すること ・システムの定期的な監視及び測定を行い、目標の進捗状況等を実行責任者に報告すること ・その他、実行責任者の指示を受け、必要な事務を行うこと
内部環境監査チーム	<p>本市が定めたシステムが適切に実施されているかを評価するため、内部環境監査員で組織する内部環境監査チームを設置します 内部環境監査チームの組織及び運営に関し必要な事項は、「内部環境監査要綱」に定めます</p>	
環境管理事務局	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・システム文書の制定・改廃案の作成を行うこと ・システム文書の加除・保存・廃棄を行うこと ・環境教育・訓練・研修会等の運営を行い、その内容について記録すること ・苦情処理に関し、その回答書及び顛末記録を保存すること ・システムの状況等を公開すること ・その他、環境管理責任者が必要と認めること

第2章 計画【P】

1. 目標値の設定・確認・周知

本システムでは図 2-1 のとおり、各課は地域推進計画に基づく施策における短期・長期目標に向けた実行年度の目標値を設定します。

また、エコオフィスプランに基づくエネルギー使用量の目標値は、環境管理事務局が【環境管理組織全体の目的・目標一覧表(様式1)】にて設定する目標値とします。

なお、それぞれの目標値は環境管理統括者及び環境管理委員会の承認を得た上で設定します。

実行年度の目標値を設定または確認した後、各課は課員等へ目標値や目標達成に向けた取り組みを周知します。

2. 目標値の提出

各課は環境管理事務局から示された目標値を確認し、課員等へ周知した後、以下の提出様式を環境管理事務局へ提出します。

内 容	様式番号	様式名	作成課
実行年度の 活動計画	様式1	環境管理組織全体の目的・目標一覧表	事務局
	様式2	目標評価シート	該当課
	様式2-2	環境レポート	事務局
	様式3	エネルギー使用量報告シート(当初確認)	全課

図 2-1：施策総括表(1/2)

基本方針	基本施策名 - 個別施策名	指標	短期 2025 (R7) 年度		長期 2030 (R12) 年度		所管課
			施策目標 (2020 (R2) ~2025 (R7) 年度)		施策目標 (2020 (R2) ~2030 (R12) 年度)		
				削減量 (t)		削減量 (t)	
(1) 再生可能エネルギーの活用促進	1. 太陽光発電設備の導入						
	① 事業者による太陽光発電設備の導入促進	届出件数 発電出力 (kW)	21件増加 3,360kWの増加	1,984.7	41件増加 6,560kWの増加	3,874.9	生活環境課
	② 住宅用太陽光発電パネル及び住宅用蓄電池設置補助金の周知・交付	補助件数 総発電出力 (kW)	195件増加 1,248kW	737.2	370件増加 2,368kW	1,398.8	生活環境課
	③ PPA事業による住宅用太陽光パネル及び住宅用蓄電池の設置	設置件数	750件設置	2,835.3	2,000件設置	7,560.8	生活環境課
	④ 公共施設への太陽エネルギー等を利用した再生可能エネルギー設備導入	導入件数	維持及び施設の新築・増改築に合わせた導入の検討	—	維持及び施設の新築・増改築に合わせた導入の検討	—	総務課 生涯学習課 教育課
	2. バイオマス・その他再生可能エネルギーの導入促進						
	① 公共施設への木質バイオマスエネルギー設備の導入促進	導入件数 灯油削減量	公共施設の維持及び施設の新築・増改築に合わせた導入の検討・推進 灯油使用量を年間1,500t削減	3.7	公共施設の維持及び施設の新築・増改築に合わせた導入の検討・推進 灯油使用量を年間1,500t削減	3.7	総務課 生涯学習課
	② 住宅用木質バイオマスストーブ設置補助金の交付	補助件数	24件増加 累計63件	72.0	44件増加 累計83件	132.0	生活環境課
	③ 事業者による再生可能エネルギー設備の導入	発電出力	累計1,990kW	7956.8	累計1,990kW	7,956.8	生活環境課
	④ 住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金の交付	補助件数	18件増加	10.0	33件増加	18.4	生活環境課
⑤ 再生可能エネルギーの普及啓発	広報等啓発回数 再生可能エネルギー自給率	HP等による周知 再生可能エネルギー自給率94%	—	HP等による周知 再生可能エネルギー自給率105%	—	生活環境課	
(2) 市民・事業者・市による環境活動	1. 環境活動・啓発活動						
	① 事業活動温暖化対策計画の推進	年間CO2削減率	事業者によるCO2削減量1%/年 累計6%削減	2,910.0	事業者によるCO2削減量1%/年 累計11%削減	5,335.0	生活環境課
	② 環境にやさしい学校づくりの推進	学習会開催回数 グリーンカーテン実施学校数	環境学習会の開催回数5回 グリーンカーテン実施6校	0.8	環境学習会の開催回数5回 グリーンカーテン実施7校	0.9	生活環境課 教育課
	③ とうみエコライフDAYの実践	参加率 参加者数	参加率：人口の約25% 参加者数：7,500人	1.2	人口の約30% 参加者数9,000人	2.6	生活環境課
	④ 東御市役所の温室効果ガス排出削減の実施	年間CO2削減率	累計17.5%削減	145.6	累計36.6%削減	303.6	生活環境課
	⑤ 市報のペーパーレス化の推進	削減部数	削減部数：1,100部	0.1	削減部数：2,200部	0.3	企画振興課
	⑥ オンライン予約・相談の普及	広報等啓発回数 開催回数	年1回の啓発活動 年12回開催	—	年1回の啓発活動 年12回開催	—	文化・スポーツ振興課 人権同和政策課 生涯学習課
	⑦ 環境学習の推進	講座開催回数 講座参加者数 森林学習開催回数	子供・大人向け環境講座10回開催 参加者それぞれ15人 森林学習：年1回開催	—	子供・大人向け環境講座10回開催 参加者それぞれ15人 森林学習：年1回開催	—	生涯学習課 農林課
	⑧ 環境に配慮した制度の導入	市内ISO等取得事業者数	5社	—	15社	—	商工観光課
	⑨ SDGsの推進	市内登録企業数	HPの整備 長野県SDGs推進企業登録制度の周知	—	HP等によるSDGs・長野県SDGs推進企業登録制度等の周知	—	生活環境課
2. 省エネ設備の導入							
① 公共施設等へのLED照明の導入	導入件数 防犯灯のLED化率	公共施設の新築・増改築に合わせた導入の検討 市内の防犯灯LED率85%	29.7	公共施設の新築・増改築に合わせた導入の検討 市内の防犯灯LED率100%	50.7	総務課 生活環境課	
② 省エネ建築物の普及促進	固定資産税減額申請件数 広報啓発回数	単年度目標1件 累計6件以上 (※国の制度改正により変更の場合あり) 年1回の啓発活動	1.8	単年度目標1件 11件以上 (※国の制度改正により変更の場合あり) 年1回の啓発活動	3.3	税務課 生活環境課	
③ 省エネ設備の普及促進	広報等啓発回数	HPによる周知	—	HPによる周知	—	生活環境課	
3. 地産地消の推進							
① フードマイレージの少ない食品の利用促進	給食における地元産・県内産使用品目割合	保育園57.0% 学校50%	2.3	保育園62.0% 学校52%	6.6	保育課 教育課	
② 農業環境の保全	GAP取得者数	GAP取得者 3人	—	GAP取得者 4人	—	農林課	
4. 次世代自動車等の利用							
① エコドライブの推進	累計参加者数	累計100人 (36人増加)	10.9	累計130人 (66人増加)	20.1	生活環境課	
② 公用車への次世代自動車の導入	保有台数	24台増加、累計40台 (※公用車更新計画に則り導入)	15.1	60台増加、累計76台 (※公用車更新計画に則り導入)	37.8	総務課	
③ 事業者への次世代自動車の導入促進	保有台数	20台	12.6	30台	18.9	生活環境課	
④ 電気自動車購入補助金の交付	補助件数	21件増加 補助累計27件	3.2	41件増加 補助累計47件	9.5	生活環境課	

図 2-1：施策総括表(2/2)

基本方針	基本施策名 - 個別施策名	指標	短期 2025 (R7) 年度		長期 2030 (R12) 年度		所管課
			施策目標 (2020 (R2) ~2025 (R7) 年度)	削減量 (t)	施策目標 (2020 (R2) ~2030 (R12) 年度)	削減量 (t)	
(3) 脱炭素に向けた地域環境の整備	1. 自動車交通流の円滑化						
	① 都市計画道路整備事業	—	—	—	—	—	建設課
	2. 自動車の利用低減の推進						
	① 駅前レンタサイクルの推進	利用者数	500人/年	1.0	700人/年	1.7	商工観光課
	② ノーマイカーデーの推進	広報等啓発回数 ノーマイカーデー参加率	県のノーマイカーウィーク(9月)等に合わせた周知 年2回の啓発活動 市内ノーマイカー参加者35%	0.7	県のノーマイカーウィーク(9月)等に合わせた周知 年2回の啓発活動 市内ノーマイカー参加者55%	1.2	総務課
	③ デマンド交通の利用促進	利用者数	120人/日 (維持目標)	—	150人/日 (維持目標)	—	商工観光課
	④ しなの鉄道の利用促進	利用者数	1,700人/日 (維持目標)	—	1,800人/日 (維持目標)	—	商工観光課
	⑤ マイナンバーカードの普及	交付率	マイナンバーカード交付率90%	—	マイナンバーカード交付率90%	—	市民課
	3. 緑地の保全及び緑化の推進						
	① 里山・森林の保全と活用	森林整備面積 林道の草刈面積	森林整備面積 民有林10ha 国有林66ha 草刈面積 16.1ha	—	森林整備面積 民有林10ha 国有林66ha 林道の草刈面積 16.1ha	—	農林課
② 市内の緑化促進	広報等啓発回数 補助件数	広報回数 3回 補助累計 320件	—	広報回数 11回 補助累計 370件	—	建設課	
(4) 循環型社会の構築	1. ごみの発生・排出の抑制						
	① プラスチック削減運動	市内マイバッグ持参率 協定締結数	マイバッグ持参率90% 累計締結数6社	295.7	マイバッグ持参率100% 累計締結数7社	391.7	生活環境課
	② ごみの減量、分別、再資源化の推進	広報等啓発回数	年3回の啓発活動	—	年4回の啓発活動	—	生活環境課
	2. 再利用・再生利用の促進						
	① 生ごみリサイクルシステムの推進及び適正な運営	生ごみリサイクル処理量 生ごみ処理機購入補助件数 ダンボール式たい肥化講習会回数	生ごみリサイクル処理量 650t 生ごみ処理機購入補助件数 80件 ダンボール式たい肥化講習会回数 4回	58.6	生ごみリサイクル処理量 800t 生ごみ処理機購入補助件数 80件 ダンボール式たい肥化講習会回数 4回	78.1	生活環境課
	② 家畜排せつ物堆肥の利用促進	広報等啓発回数 堆肥使用量	年1回の啓発活動 1616.16トン	—	年1回の啓発活動 1696.97トン	—	農林課
	③ 雨水貯留槽設置補助金の交付	広報等啓発回数 補助件数	広報回数 累計3回 補助累計 220件	—	広報回数 累計11回 補助累計 230件	—	建設課
	④ グリーンコンシューマー活動及びグリーン購入の普及促進	広報等啓発回数 市役所内グリーン購入率	単価契約物品(事務用品)登録品目85% ※市で必要とする物品を勘案すると現状で限界の数字	—	単価契約物品(事務用品)登録品目85% ※市で必要とする物品を勘案すると現状で限界の数字	—	総務課
	⑤ 保育園・学校での環境配慮行動(SDGs)の実践	取り組みをしている保育園・学校数	保育園5園 小中7校	—	保育園5園 小中7校	—	保育課 教育課
	(5) 地球温暖化に対する適応	1. 健康対策の推進					
① 熱中症予防の推進		広報等啓発回数 市HP啓発記事掲載 熱中症対策強化月間の周知 団体等への啓発	市HP(通年1回) 市報・ラジオ(各1回) 啓発団体(5団体)	—	市HP(通年1回) 市報・ラジオ(各1回) 啓発団体(5団体)	—	健康保健課
② 暑さに負けない体づくりの推進		チャレンジデー参加率 運動実践者の割合 ・保健事業アンケート回答(5年毎) ・特定健診受診者問診 らくらく教室参加者数 Stay Healthy 健康お役立ち動画再生回数	チャレンジデー参加率 (50%) 運動実践者の割合 ・アンケート回答(2023年) (50%) ・特定健診受診者 (55%) らくらく教室参加者 (1,280人) 再生回数 累計40,000回	—	チャレンジデー参加率 (55%) 運動実践者の割合 ・アンケート回答(2023年) (55%) ・特定健診受診者 (58%) らくらく教室参加者 (1,400人) 再生回数 累計65,000回	—	文化・スポーツ振興課 福祉課 健康保健課
2. 防災対策の推進							
① 東御市地域防災計画に基づく防災訓練の実施		防災訓練参加者数	6,720人(2023年)	—	6,720人(2023年)	—	総務課

第3章 運用【D】

1. 各課での運用管理

地域推進計画に基づく施策においては所管課の責任において運用し、実行年度毎の実績値等を【目標評価シート(様式2)】にて管理します。

また、エコオフィスプランに基づくエネルギー使用量削減においては【省エネルギー手順書(手順書1)】に沿って運用し、各月毎の実績値等を【エネルギー使用量報告シート(様式3)】にて管理します。なお、環境法令等がある場合は各課の責任において確実に順守します。

第4章 点検及び是正処置【C】

1. 目標達成状況の報告

(1) 地域推進計画に基づく施策の実績報告

半期毎に各課において地域推進計画に基づく施策の実行年度における取り組み実績を【目標評価シート(様式2)】に整理し、環境管理事務局に提出します。

なお、地域推進計画に基づく施策等の所管課では無い課に関してはエコオフィスプランに基づくエネルギー使用量実績の報告のみを行います。

(2) エコオフィスプランに基づくエネルギー使用量の実績報告

半期毎に各課において実行年度におけるエネルギー使用量の実績を【エネルギー使用量報告シート(様式3)】に整理し、環境管理事務局へ提出します。

(3) 取りまとめ・公表

環境管理事務局は各課から提出された【目標評価シート(様式2)】及び【エネルギー使用量報告シート(様式3)】を【環境レポート(様式2-2)】等に取りまとめ、目標達成の状況等をホームページ等において公表します。

2. 内部環境監査の実施

(1) 内部環境監査の目的

各課の活動が目標評価シートに記載した実行年度の目標を達成しているか及びエネルギー使用量が目標の範囲内であるか並びにシステムに不具合がないか等について検証します。なお、内部環境監査の手順等は「内部環境監査要綱」に定めます。

3. 不適合等の是正

(1) 目的

マニュアル、関連文書で規定された事項からの逸脱等に対し、原因を特定し、再発を防ぐために実施します。

(2) 評価の区分

評価の区分を以下に示します。

区 分	内 容
適 合	内部環境監査において、監査確認事項について指摘事項がないもの又は環境管理事務局への実績報告において、施策やエネルギー使用量の目標が達成又は 達成見込みであるもの。 (目標が未達成又は未達成見込みであるもののやむを得ない理由であるものを含む。)
要改善	内部環境監査において、監査確認事項について指摘事項があるもの又は環境管理事務局への実績報告において施策やエネルギー使用量の目標が未達成又は 未達成見込みであり、やむを得ない理由ではないもの。
不適合	内部環境監査において、監査確認事項についてシステムに重大な影響を及ぼす恐れのあるもの。

(3) 手順等

不適合等の是正手順を以下に示します。

手 順	項 目	内 容
①	不適合等の通知	不適合等(要改善を含む。)に該当する事象が発見された場合は、環境管理責任者より当該部門の実行責任者へ【不適合等通知書(様式7上部)】により通知します。
②	是正計画書の提出	実行責任者は環境管理責任者から指摘があった不適合等の原因を調査・特定し、【不適合等是正計画書(様式7下部)】を作成し、環境管理事務局を通じて環境管理責任者へ送付します。
③	不適合等の報告	環境管理事務局は【不適合等通知書兼是正計画書(様式7)】の内容を確認の上、環境管理統括者及び環境管理責任者へ報告します。
④	見直しの指示	環境管理統括者及び環境管理責任者は【不適合等通知書兼是正計画書(様式7)】の内容を確認し、必要に応じて見直しを指示します。

第5章 見直し【A】

1. 活動の振り返り・改善

環境管理総括者はシステムの運用が適切、かつ有効に機能させるため、必要に応じてシステムの見直しを行います。

項目	内容
(1)情報の提供	環境管理責任者はシステム見直しのために、次の情報を環境管理総括者へ提出します。 ① 地域推進計画に掲げた施策及びエコオフィスプランに基づくエネルギー使用量の目標達成状況 ② 内部環境監査の結果及びこれに対するフォローアップの報告 ③ 不適合等並びに是正処置及び予防処置 ④ 研修の実施状況 ⑤ その他社会情勢の変化等、環境管理総括者が見直しを行うために必要な資料 ⑥ 改善のための提案
(2)システムの見直し	環境管理総括者はシステム見直しのために提出された情報を考慮し、次の事項について改善と変更の必要性を評価します。 ① 環境方針 ② その他システムに関すること
(3)見直し結果の記録等	環境管理総括者によるシステム見直し結果は環境管理事務局が記録し、保管します。
(4)各課での取り組み	環境管理総括者によるシステム見直し結果は各課にフィードバックされます。 各課ではシステム見直し結果を基に、所属内で活動を振り返り、取り組み内容についてブラッシュアップします。

第6章 環境研修

1. 研修の実施

環境方針やシステムを理解し、環境問題に対する理解を深めるために必要に応じて実施するものとします。研修の種類・内容は以下に示します。

研修名	内容
職場研修 (各課)	職場内において取り組み内容を周知及び共有することを目的とし、原則実行責任者が主管し、必要に応じて行います。
職員研修 (生活環境課)	システムの仕組み・考え方及び環境問題全般についての理解を深めることを目的とし、原則環境管理事務局が主管し、必要に応じて行います。
内部環境監査員 養成研修 (生活環境課)	新規内部環境監査員を対象に、内部環境監査実施方法及びシステムの適切な運用のための知識を習得することを目的とし、原則環境管理事務局が主管し、必要に応じて行います。

第7章 その他

1. マニュアルの制定等

環境管理責任者はマニュアルの制定、改定及び配布を行います。

なお、マニュアルに規定のない事項については、環境管理責任者が別に定めます。

2. 文書管理

マニュアルで定める様式等の関連文書は図 7-1 のとおりとし、その管理はファイリングシステムの手引きの規定に沿って管理します。なお、関連文書の保存年限は法令等に定めがある場合を除き、3年とします。

3. 運用スケジュール

システム運用スケジュールは図 7-2 に示します。

図 7-1：要綱等一覧

種 類	番 号	名 称
要綱	要綱 1	東御市環境管理組織に関する要綱
要綱	要綱 2	東御市環境管理委員会要綱
要綱	要綱 3	内部環境監査要綱
手順書	手順書 1	省エネルギー手順書
様式	様式 1	環境管理組織全体の目的・目標一覧表
様式	様式 2	目標評価シート
様式	様式 2 - 2	環境レポート
様式	様式 3	エネルギー使用量報告シート
様式	様式 4	内部環境監査実施通知書
様式	様式 5	内部環境監査計画書
様式	様式 6	内部環境監査チェックリスト
様式	様式 7	不適合等通知書兼是正計画書
様式	様式 8	内部環境監査結果報告書
様式	様式 9	第三者評価報告書
様式	様式 10	内部環境監査総括報告書
様式	別記様式	冷暖房運転及び室温計測記録
様式	別記様式	事務用紙等使用量記録
様式	別記様式	ごみ排出量記録

図 7-2：システム運用スケジュール

区分	担当	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画 (Plan)	各課	実行年度の目標値を確認・設定する	■											
		目標評価シート(様式2)及び エネルギー使用量報告シート(様式3)の提出		■										
		次年度目標値の検討 (翌4月)	■											■
実施・運用 (Do)	各課	計画・目標に沿った実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	事務局	ホームページ等での結果報告 (前年度分)				■	■	■						
点検 (Check)	各課 事務局	前年度の取組結果報告	■											
		上半期結果報告 (目標評価シート(様式2)及び エネルギー使用量報告シート(様式3)の提出)							■					
		下半期結果報告 (目標評価シート(様式2)及び エネルギー使用量報告シート(様式3)の提出)	■											
	内部監査 チーム 各課	内部環境監査の実施							■	■				
	事務局	本年度の実施・運用の評価	■											■
見直し (Act)	該当課 事務局	不適合等の是正	■							■	■			■
	統括者 事務局	環境管理統括者(市長)による見直し	■											■
	統括者 環境管理委 員会	環境方針の見直し	■	■										■
	事務局	マニュアル等の見直し(随時)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■